

後期高齢者医療制度の概要

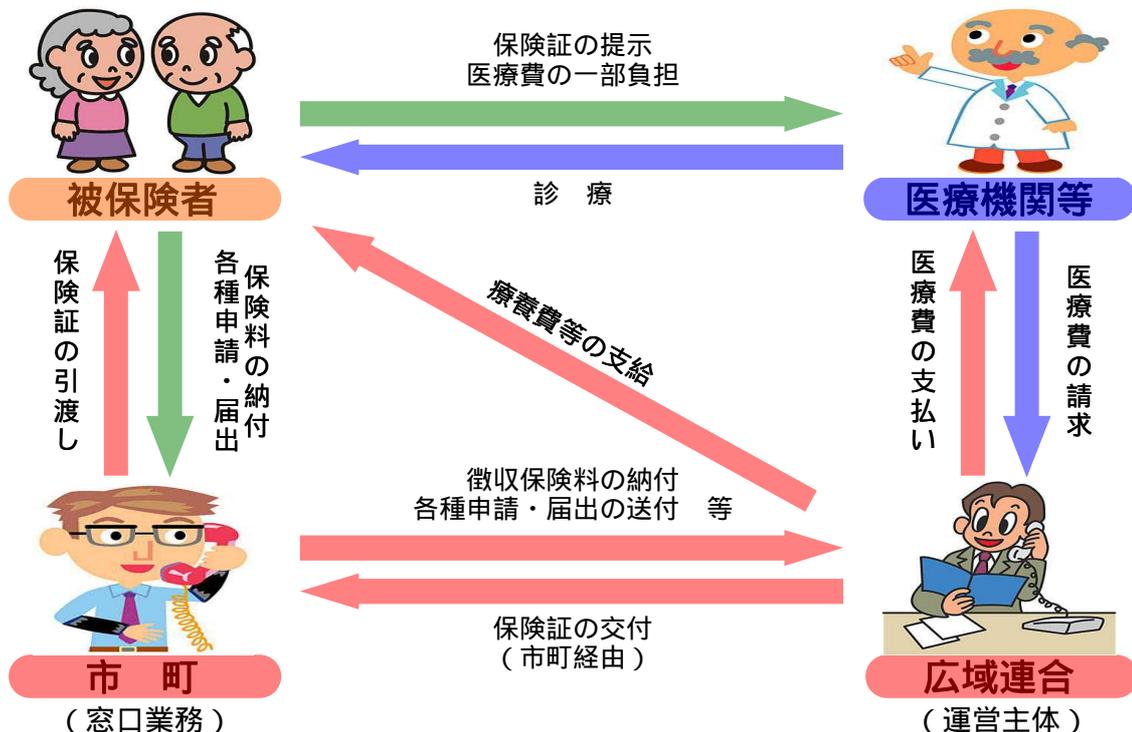
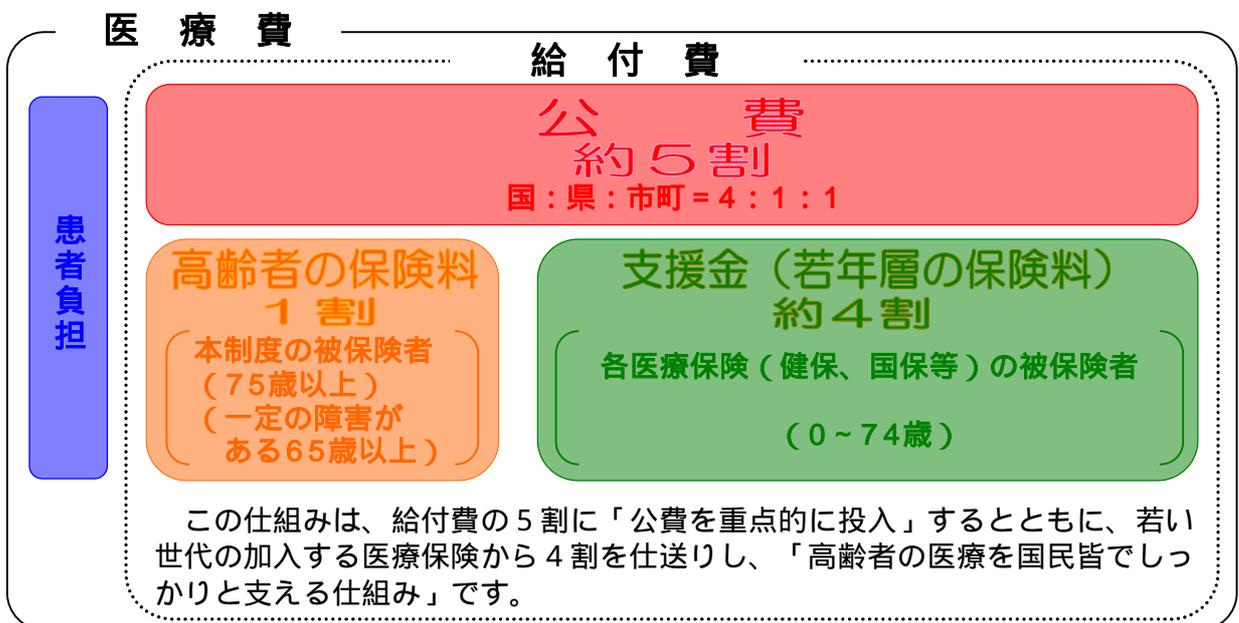
1 医療制度の創設

75歳以上の方々の医療費は、高齢化の進展に伴い、今後、ますます増大することが見込まれています。

また、75歳以上の方々の心身の特性として、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があります。

こうした中、75歳以上の方々に「生活を支える医療」を提供するとともに、これまで長年、社会に貢献してこられた方々の医療を国民みんなで支える分かりやすい仕組みとするため、75歳以上の方々を対象とした独立の医療制度として、「後期高齢者医療制度」が創設されました。

《後期高齢者医療制度の仕組み》



2 対象（被保険者）となる方

75歳以上の方（誕生日当日から）
一定の障害がある65歳以上の方



申請をして広域連合から認定を受けることが必要です。
また、それまで老人保健制度で認定を受けていた方も、広域連合の認定を受けたものとみなされます。ただし、「後期高齢者医療制度」を脱退される場合は、障害認定の申請を撤回する旨の申出が必要になります。

3 後期高齢者医療制度で受けられる主な給付



病気やケガの治療を受けたとき

（療養の給付）

医療費の1割（現役並み所得者は3割）を自己負担するだけで医療機関に受診できます。



やむをえず医療費を全額自己負担したとき

（療養費）

保険証を持たずに医療機関に受診したときなど、申請して認められると、自己負担分を除いた額が支給されます。



入院したときの食事代

（入院時食事療養費）

定められた自己負担分を除いた額が給付されます。



療養病床に入院したとき

（入院時生活療養費）

食費と居住費の定められた自己負担分を除いた額が給付されます。



医療費（1箇月）の自己負担額が高額になったとき

（高額療養費）

自己負担額が定められた限度額を超えた場合、申請して認められると、その超えた額が支給されます。



介護保険サービス利用料との合算が高額になったとき

（高額介護合算療養費）

自己負担額の合算が定められた限度額を超えた場合、その超えた額が支給されます。



訪問看護サービスを受けたとき

（訪問看護療養費）

主治医の指示で訪問看護を利用した場合、自己負担が1割（現役並み所得者は3割）となります。



入院・転院のため緊急の移送をしたとき

（移送費）

移動困難な患者で、医師の指示でやむをえず入院・転院した場合、申請して認められると、移送費が支給されます。



差額を負担して医療を受けたとき

（保険外併用療養費）

保険外診療を受ける場合でも、厚生労働大臣の定める療養については、通常の治療と共有する部分の費用が給付されます。



被保険者が死亡したとき

（葬祭費）

葬祭を行った方が申請すると、5万円が支給されます。

《お問い合わせ先》

お住まいの市町の
後期高齢者医療担当窓口

山口県後期高齢者医療広域連合事務局
TEL：083-921-7110（代表）

E-mail：info@yamaguchi-kouiki.jp
HP：<http://www.yamaguchi-kouiki.jp>

